

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1	全体	「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標に向かって、本計画(案)は、「準備期間」として大変重要なものになる。府政全般に於いて、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が共有され、あらゆる施策の基礎となるように努めてもらいたい。	御意見のとおり、「2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けては、これからの10年の取組が重要と考えています。京都府における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内各課との連携及び調整を図りながら、本計画を推進してまいります。
2		全体的に数的目標がない。可能な限り、導入や支援の年数目標や割合目標を定め、取り組みの実現可能性を示していただきたい。	各分野の施策の方向性を確認し、その効果の進捗状況を把握するために適切な指標を選定するとともに、選定した指標ごとに2030年度における目標水準を設定し、施策の着実な推進を図ることとしています。
3		取組の推進にむけては「地域の団体、NPO、府民等、多様な主体と連携・協働」することに加えて、「各主体自らが、その関係する人たちに対して温暖化対策に係る働きかけをしていく(例：事業者→従業員、顧客・取引先、地域等)」ということを促進するという視点も重要ではないか。	御意見を踏まえ、各主体の関係者に対する地球温暖化対策の働きかけの推進について、本文に追加します。
4		温室効果ガスの削減目標(値)に対し、京都市地球温暖化対策条例〔平成16年条例第26号(制定)平成22年条例第20号〕と、このたびの京都府地球温暖化対策推進計画の中間案(令和2年11月)とのツートラックとなりましたが、①京都市税条例(昭和15年条例第18号(制定)昭和25年条例第49号)第30条(個人の市民税の徴収の方法等)2項(…当該個人の府民税を併せて賦課し、及び徴収する)に基づき、ワントラックで納税している京都市民は、京都市地球温暖化対策条例に対応することでよろしいか。②地球温暖化対策で、異なる条例で行う必要性、妥当と判断した設定理由と根拠を説明してください。	京都府、京都市がそれぞれの理念に基づき、地球温暖化対策にかかる条例を制定しており、京都市内の皆様においては両方の条例が適用されます。一方、事業者排出量削減計画書制度等同様の制度を有する規定については、京都市内については、京都府条例の適用を除外し、京都市条例のみを適用するなど、条例制定時から京都府・京都市では協調して地球温暖化対策を推進しており、引き続き、府市協調しながら取組を進めてまいります。
5	事業活動 (産業・業務)	産業及び業務部門のCO2 排出量が全体の4割(p15、18)と高比率であり、特に再エネ設置が出来る環境にある工場等に補助金等による支援をお願いしたい。	京都府では、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例において、「自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度」を設け、中小企業等に対する再エネ設備等の導入支援(税制優遇)を行っています。御意見のとおり、工場等への再生可能エネルギー導入拡大は重要と考えており、引き続き企業における再生可能エネルギー導入を進めてまいります。
6		中小企業は大企業のように専任部門や環境担当などを置く余裕もない企業が多数あると推察される。特にコロナ禍で経営に大きく影響したところとそうでないところの格差も広がる中、それぞれの状況に応じた支援や工夫を検討されたい。	事業活動における温室効果ガス削減に向けては、大企業や中小企業のそれぞれの立場で求められる取組を進めることが大切と考えています。中小企業に対しては、省エネ設備等への更新や環境経営の普及に向けたEMS診断などへの支援を行うこととしています。
7		目標達成に向けた取組で、「…環境に対する取組が自らの企業価値の向上につながる環境配慮型経営の取組を支援します」とされていますが(P32)、この場合の「取組支援」において、補助金の可能性や補助要件を示して欲しい。	現在、中小企業等に対し、省エネ設備等への更新を支援する補助制度などを設けています。今後も、事業者の声を聞きながら、効果的な施策を検討してまいります。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
8	事業活動 (産業・業務)	<p>サプライチェーンの取組を促進するためには、各事業者が間接影響である自社のSCOPE3を算定し、その内カテゴリーの大きいものについて取組を進めることが重要ではないか。</p> <p>具体的には、以下のような企業のサプライチェーンの取組促進を検討してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンの活動を強化するため、SCOPE3を試算し排出の大きいカテゴリーを特定し、算定に使用した値を利用して施策を立案することが重要であることから、各事業者のSCOPE3算定を京都府が支援する。 ・特定事業者には算定したSCOPE3の内、「排出の大きいカテゴリー」と「その施策」を届出させる。中期的にはSCOPE3の比率の高い事業者に対し、各事業者の「自主」目標を「届出」させる。 	<p>御意見のとおり、サプライチェーン全体からの温室効果ガスの削減は重要な課題と考えており、サプライチェーン排出量の削減に取り組む企業を支援していくこととしています。いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
9		<p>「サプライチェーン全体からの排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価するとともに、SCOPE3までのサプライチェーン排出量の算定を行うとされる企業の取組を支援します。」(p33)とあるが、どのような支援をするのか一例を示してほしい。</p>	<p>サプライチェーン排出量の算定を行うとされる企業の取組に対する支援策としては、例えば、SCOPE3までのサプライチェーン排出量を算定するための技術的な助言や、サプライチェーンの中で温室効果ガスを多く排出している機器の更新に対する支援等を検討してまいります。</p>
10		<p>中間案では、企業の省エネ対策と再生可能エネルギー利用拡大の取組の目標達成度を評価し、公表するとあるが、その評価結果を投資家に対して積極的にアピールすることを検討してもらいたい。</p> <p>評価対象企業のアピールが困難であれば、評価制度のアピールや評価企業に対する優遇制度(金融機関優遇金利等)の仕組みを作ることを検討してもらいたい。</p> <p>省エネ対策や再生可能エネルギー利用の取組は、企業にとって当然のこととなっており、その当然のことを後押しする仕組みがあるとよい。</p>	<p>企業の環境に対する取組が、企業価値の向上につながる環境経営を促進していくことが大切と考えており、脱炭素化に向けて企業が行うSBTやRE100の取組、SDGs経営を支援・評価するとともに、率先して取り組む企業へのESG投資を促していくこととしています。</p> <p>また、条例に基づく排出量削減計画書制度の評価結果や、再エネ導入状況等の公表については、より多くの方に周知できるよう情報発信に努めてまいります。</p>
11		<p>ESG投資を促進するためには、京都府内の金融機関に対して働きかけをすることも重要ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、金融機関等の関わりが明確になるよう本文に追加します。</p>
12		<p>府民の「人間が環境へ及ぼす影響の理解」そのものの理解が強くはない状況で、エンカル消費という理念を普及させる方法について道筋はあるのか。</p>	<p>京都府では、これまでから家庭や企業など個々の環境意識の向上に向けた取組を進めてきたところです。また、京都エンカル推進ネットワークを設立して、エンカル消費の普及に努めています。今後も、関係団体、行政機関等が連携して、更なる啓発に取り組んでまいります。</p>
13	自動車交通	<p>自動車のEVへのシフトには賛成。一方、自家用車だけではなく、公共交通(バス・タクシー等)のEV転換に向けた研究・実証や化石燃料に因らない鉄道への転換に向けた研究を進めてもらいたい。</p>	<p>御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>また、いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
14		<p>EVの普及に向けては、EVの価格が割高という課題や、EVを整備する人材の養成についても考えていく必要がある。</p> <p>自動車産業に大きな変化を及ぼすため、雇用を守り、自動車メーカーを支える子会社の経営も維持しながら、EV社会にうまく移行して欲しい。</p>	<p>EV等の普及に向けては、これまでから自動車メーカーや自動車関係業界、経済団体、有識者等で構成される京都府次世代自動車普及促進協議会を通じて具体的な方策等について検討してきたところであり、引き続き、関係業界団体の意見を踏まえながら、EV等の普及に努めてまいります。</p>

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
15		カリフォルニア州デイスなどの自動車政策の取り組みとして、太陽光パネルを屋根にした駐輪場の設置をし、そこでEVの充電ができるというものがある。京都でも自転車政策とともに、街中でのEV充電の充実を両立して進めてほしい。	御意見のとおり、EV等の普及に向けては、利用者が安心して走行できる充電インフラ等の環境整備が重要であり、充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組を推進して参ります。また、自転車政策や充電設備整備について、今後の施策の参考とさせていただきます。
16		昨今の甚大な被害をもたらす大規模災害の要因の一つは温暖化であることも考慮すると、EVの普及促進を可及的速やかに行うことが必要。また、京都府の特性として、観光が非常に重要な産業であることは誰しもが認める点で、特に京都市においては観光の足として基本的に車が重要な移動手段となる。政府の動向、大規模災害の緩和、災害発生時の非常用電源としての活用、そして京都府特有の観光面における対策として、以下のEV普及施策実現について検討されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・EV普及に向けた補助金設定 ・マンションへの普通充電器設置の促進 ・公助目的での公用車としての積極的な導入 ・EVで観光にきてくれた人へのインセンティブ導入 ・EV優先駐車場の設置 ・EV活用による環境負荷低減効果と併せ、災害時の非常用電源としての活用の認知向上活動 ・EVカーシェアリング事業の導入 	御意見のとおり、温暖化対策においてEV等の普及は重要です。このため、観光地を含め、地域におけるEV等を活用したMaaSなどの取組事例の創出や、災害時等における非常用電源としてのEV等の活用、駐車場における充電設備の整備等の取組を推進していくこととしています。御提案いただいた施策については今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
17	自動車交通	運輸部門における温暖化対策として、以下のことについて検討されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電器の設置に対する支援など充電インフラの拡充 ・蓄電池機能を活用するため、V2Hの導入に関する企業と連携した取組の実施 ・タクシー業界への一定率のEV等の導入義務化 	EV等の普及に向けては、利用者が安心して走行できる充電インフラ等の拡充が重要です。京都府では、電気自動車用急速充電器を全国に先駆けて府内11か所に設置し、京都府地球温暖化対策条例においても、駐車場設置者に充電設備設置を促す規定を設けるなど、充電インフラの整備促進に取り組んでまいります。その他いただいた御提案については、今後の施策の参考とさせていただきます。
18		2030年や2040年時点での京都府公用車のEV導入率の目標を定めることも必要だと考える。	今後の国や他府県の動向を注視しながら EV 等の率先導入を進めてまいりたいと考えます。
19		トラックと鉄道、船舶の併用による貨物輸送は、同じ距離でもトラックのみの貨物輸送と比べ、温室効果ガス排出量が極めて少なく、環境負荷軽減につながります。モーダルシフトは環境に優しい輸送手段だけでなく、トラック運転手の負担も軽減しています。また、鉄道輸送は道路渋滞に巻き込まれず、時間通りに運べる事で、計画的な出荷が可能など多くの利点があります。	御意見のとおり、物流や交通における交通手段の転換(モーダルシフト)は自動車交通における温室効果ガスの削減に有効と考えており、物流の効率化に向けて、取組を進めてまいります。
20		京都府は観光面から自転車利用のポテンシャルがある。環境的配慮の観点、健康面からも自転車の利用促進を図っていただきたい。	交通・物流の脱炭素化を推進する上で、自転車の利用促進を図ることは重要と考えています。京都府では自転車の活用による地域の活性化等に向けた取組を総合的・計画的に推進するための指針として「京都府自転車活用推進計画(令和元年12月)」を策定しており、同計画に基づき関係部局間で連携しながら自転車の利用促進を進めていくこととしています。
21		自転車の活用を推進するために、自転車道の整備や、駐輪場の無料化、電車やバスへの輪行の簡易化などの施策を積極的に進めてほしい。	
22		再配達に係る費用の受益者負担を再配達の回数に応じて求めることを社会的気運として提案、実現することにより、実数的に物流コストや温室効果ガスの削減につながるのではないかと。	再配達の削減に向けては、受取方法の多様化を促進するとともに、受取人の不在等の事由により再配達が生じないように、一人ひとりの再配達に係る問題意識を高め、日常生活における環境行動の更なる普及や深化を促す取組を進めてまいります。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
23	建築物	防災対策を図るためには太陽光発電設備と蓄電池の導入が必要であると考えます。	御意見のとおり、太陽光発電設備及び蓄電池の導入は災害時のエネルギー確保の観点で有益であり、事業所等における再エネ設備や蓄電池等の効率的利用設備の導入支援による災害時のエネルギー確保や、停電時における民間事業者設置の蓄電池等の地域活用を推進してまいります。
24	家庭 (家電製品・住宅含む)	家庭部門について、経年の賃貸住宅、マンション等に対する次のような取組が必要と考える。 ・賃貸住宅では窓、壁面、空調、照明、冷蔵庫等がオーナーの投資額の削減から、省エネタイプでないものが多く、これに対する調査及び省エネ機器普及の対策 ・賃貸物件で営んでいる中小の飲食業等においても空調、照明等の省エネ機器の導入には程遠く、新規入居時やリニューアル時での省エネ機器の採用を促す取組 ・既築マンションでは太陽光設備の導入により共有部照明等の電気量の削減や売電につながる。管理組合や支援している不動産業者等を通じて大規模修繕等の時期を調査し、推進計画を導入出来ないかアドバイスできる支援員の仕組	御意見のとおり、賃貸住宅やマンション等を含め、住まいにおける断熱性の向上や省エネ・創エネを組み合わせ合わせた建築物の更なる普及が重要であり、住宅のエネルギー効率を高めるとともに、再生可能エネルギーの導入・利用を推進していきます。いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
25		賃貸住宅においても省エネ性能表示の推奨と賃貸住宅における省エネ化の支援策を拡充してほしい。	
26		地球環境に優しく快適で健康に過ごせる家庭生活の実現に向け、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスや、家庭用のエネルギー管理システム(HEMS)・太陽光発電設備などの省エネ、創エネ設備があり断熱性能の高い住宅の普及は必要であり、街ぐるみで取り組めるとよい。 一方、京都府民一人ひとりの立場や家庭生活、所得等はそれぞれ違うので、地球温暖化防止対策や住人の健康を大切にしながら、府民が安心して暮らせる住環境の保障も考えていく必要があり、空き家の有効活用やリフォーム助成も対策の1つになるのではないかと。	御意見のように、新築やリフォーム時における省エネ・再エネ設備・機器の導入促進に向けた啓発やスマートエコハウス融資など、暮らしの質の向上にもつながるエネルギー効率の高い低炭素住宅の普及に取り組んでまいります。
27		住宅における蓄電池整備の必要性や、蓄電設備としてのEVやPVの活用を明記してほしい。	御意見を踏まえ、蓄電池(電気自動車等の蓄電機能の活用を含む)等を備えたスマートハウスの普及について、本文に追加します。
28	家庭での温室効果ガス排出量削減の課題の1つとして、新しい生活様式への転換が進み、在宅勤務の増加による家庭でのエネルギー消費量の増加が見込まれるなか、それをどう克服していくかが大事。そのためには、自宅に近い場所にコワーキングスペースとして利用できる場所があるとよいのではないかと。 また、小さな子供がいる家庭、介護をしながら在宅勤務をしている方への対応など、介護、福祉、保育サービスとの連携も必要ではないかと。	新しい生活様式においては、個人の活動や生活様式、企業活動等がどのように変化していくか不透明な状況となっており、今後注視していく必要があります。いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。	
29	エネルギー提供事業者に対して、使用者が意識をもって使用するよう、使用量及びCO2排出量の告知の推進を行ってほしい。	御意見のとおり、エネルギー供給事業者の情報開示は、需要家に対して環境に配慮したエネルギー選択を促す上で重要と考えており、京都府地球温暖化対策条例により、供給する電気の二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの利用割合等の報告を求め、公表しています。	

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
30	家庭 (家電製品・住宅含む)	府民一人ひとりが節電や節水、ごみの分別と減量、食や木材の地産地消など、身近な日常生活の中での取組を進めるようにしてほしい。	御意見のとおり、一人ひとりが家庭における環境にやさしいライフスタイルを自主的に取り組み、持続できるよう、啓発活動を強化するとともに、暮らしの質の向上につながるという視点からの啓発を進めてまいります。
31		家電の買替えを推進する際、既存の家電は廃棄することになるのか。その辺りも含めて分かりやすいキャンペーンとし、積極的に取り組んでもらえるように工夫する必要があると思う。	令和2年度においては、冷蔵庫と照明機器を対象に省エネ家電への買替えキャンペーンを実施していますが、買替え等により不要になった冷蔵庫については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年6月5日法律第97号)に則り廃棄されたことを証明すること、照明機器については処分方法への回答を求めることにより適切な処分を促しています。
32		例えばEV転換が進んだとしても、過度に自動車に依存したライフスタイルは利用距離が伸びてしまえばエネルギー消費が増加し、「脱炭素社会」の趣旨に沿わないことから、交通分担率を指標の一つに入れてはどうか。	運輸部門における排出量の削減に向けて、交通分担率の視点も踏まえつつ、EV等の普及に加えて、自転車の活用や公共交通の利用促進にも取り組んで行くこととしています。
33	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	需要拡大や啓発のためには京都府が府内の公的施設において積極的に再エネの導入を進めることが必須であり、2025年度あるいは2030年度には公的施設でのエネルギーを100%再エネに転換するなどして、自治体が率先して進めていくことを明記すべきではないか。	中間案においても率先的に再エネ利用を実践することを明記していますが、公共施設における率先的な再エネ利用を実施してまいります。
34		「周辺環境に配慮した風力発電や、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入を促進します。」(p34)とあるが、地熱などは検討に入れないのか。	地熱については、過去の調査における導入可能量はわずかではありましたが、多様な熱利用(廃熱利用、下水処理水熱利用等)の導入促進を図ります。
35		再生可能エネルギーの需要創出について、評価制度のみならず支援制度の充実も図るべきではないか。	評価制度等の創設等による再エネ調達を促すための意識醸成に加え、中間案に明記のとおり、府民・府内企業向けへの再エネ(100%)メニュー等の選択肢の情報提供等、再生可能エネルギーの調達を望む府民・府内企業が調達しやすい取組を進めてまいります。
36		一定規模の宿泊施設に対し、再生可能エネルギー導入義務化(努力ではなく義務)をご検討頂きたい。	宿泊施設に限定した規定ではありませんが、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例では、延床面積2,000平方メートル以上(増築の場合は、増築部分の延床面積)の建築物を新增設する際に、再エネ設備の導入を義務付けています。なお、令和2年度の条例改正により、令和4年度以降、対象建築物は「延床面積300平方メートル以上」と大幅に拡大することとしています。
37	森林吸収源	建物に木材を使うことで、夏は涼しく、冬は暖かく、室内の通気がよくなるだけでなく、国産、できれば京都産の木材を使うことで、京都府内の林業従事者や山林、製材所、建設現場までの距離が短くなり、トラックによる輸送距離が短くなるため、温室効果ガスの削減になる。また、林業、製材にかかわる事業所、労働者の収入となり、地元経済もよくなる。今後は一戸建て住宅やアパートなどの低層階住宅の建設にも、地元産の木材を使ってもらいたい。	御意見のとおり、京都府内産木材を利用することで、木材輸送に伴う温室効果ガスの排出削減や府内における炭素固定の推進に寄与します。このため、大規模建築物に対しては府内産木材の使用を義務付けるとともに、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を、引き続き促進してまいります。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
38	森林吸収源	炭素吸収源の確保と森林資源の利活用の推進について、森林吸収を図るなら現行の対策では不十分ではないか。	森林整備の促進は森林吸収源の確保に資することから、「京都府森林利用保全指針(令和元年10月)」に基づき、具体的な森林の保全・整備に係る施策や林業振興策を推進していくこととしています。
39		木材の需要低迷と間伐を含めた維持コスト、事業者や作業者の後継者及び人員の不足、機械化の導入資金の調達、海外木材とのコスト競争の課題も含めて今後回復する方策が明確にされないと環境維持につながらない。	
40	廃棄物、環境物品等	3Rのうちのリサイクルにかかるエネルギー消費や、熱回収によるCO2発生についての説明が必要ではないか。	御意見を踏まえ、廃棄物処理(焼却・リサイクル等の処理過程)における温室効果ガスの排出について、本文に追加します。
41		『廃棄物、環境物品等』に関して、サーマルリサイクルをすること自体が問題ではないか。日本においてはreduceをもっと推し進めるべきである。	御指摘のとおりであり、今後も、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)の2Rの取組を推進します。
42		「シェアリングエコノミーなど2R優先の循環型社会に資するビジネスの育成を支援します。」(p41)とあるが、どのようなビジネスをどのように育成するのか。	一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと連携し、アドバイザー派遣事業及び補助事業を実施するとともに、関係者で構成するプラットフォームにより、シェアリングのほかリユース、リフィル、リペア等のビジネスモデルの展開を推進するための施策を検討していきます。
43		プラスチックの過剰利用を抑える新しいビジネスモデルの開発・育成支援が必要ではないか。	
44		資源、廃棄物問題から温暖化対策を考えると、残渣付きプラスチックなど、最終的に焼却せざるを得ないものをいかに削減していくかが重要であり、そして、プラスチックごみの減量は、社会全体で取り組むべき課題である。 京都府による新しい取組により、これまで以上に産業界の取組が促進され、原材料の選定や、廃棄を考慮した製品づくりなど、先進的なプラスチックごみ削減策に結実することを期待する。	京都府では、焼却からマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルへの転換を進めるため、プラスチックの高度リサイクルに取り組む企業を支援しています。 また、排出企業でのプラスチックごみの2Rを推進することが重要であり、産業界、大学、行政で構成する一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと連携して、企業の取組を支援してまいります。
45		レジ袋やペットボトルも大事だが、使い捨て食器に規制をかける、もしくはなくすべきである。	レジ袋やペットボトルのほか、使い捨て容器についても削減を推進することが重要と考えており、まずは、リユース食器を導入する小売業者等の取組を支援するなど、小売業者や消費者等の意識を醸成することに取り組んでまいります。
46		食品ロスに取り組むのであればコンビニなど食品ロスの排出が多い企業に規制または罰則をつけるべきではないか。また、地産地消を進め、地域の農家を安定させる取組も食品ロス削減に繋がるので計画の中で進めていただきたい。	関係者が連携して食品ロスの削減に向けて取り組むことが重要と考えており、まずは、関係者の意識改革に取り組んでまいります。また、令和3年度中に京都府内の食品ロスの実態を調査し、今後策定する都道府県食品ロス削減推進計画に基づき、地産地消をはじめとする食品ロス削減に資する施策を実施してまいります。
47	「環境価値の高い商品の優先購入などの取組を進める」(p41)とあるが戦略的に行わなければ啓発のための宣伝・広告費、時間が無駄になる。少なくとも環境価値の高い商品は高価なイメージが浸透している現状で消費者を変えるのは難しい。	環境価値の高い商品を積極的に販売する企業を支援するなど、小売業者や消費者の意識醸成を図るとともに、関係者で構成するプラットフォームにより、消費者による環境価値の高い商品の購入につながる施策を検討していきます。	
48	横断的取組 <脱炭素に資する社会インフラの構築>	「企業等の太陽光発電設備の長期安定電源化に資する技術開発等を支援します。」(p42)とあるが、技術開発の際に出るCO2排出量に制限はあるのか。	特段の制限は設けていませんが、支援先の企業には、技術開発に伴うCO2の排出抑制にも十分考慮することを求めています。

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方	
49	横断的取組 ＜脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進＞	学校の授業での地球温暖化教育の必須科目化を目指し、それをフォローするための実施体制の構築を進めてほしい	<p>現行の学習指導要領において環境学習が位置付けられており、府内小中高において、様々な教科・角度から授業が実施されるなど、より充実した教育を目指して取り組まれているところです。</p> <p>環境学習においては、身近な自然などの地域資源を活かした体験型の学習が必要とされており、地球温暖化問題や森林保全活動等も含め、更なる充実に向けて、教育機関をはじめ多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。</p>	
50		中・高等学校現場では依然として、知識中心の受験に対応する学習環境となっているが、環境教育は思考型学習として最適だと思うため、必須科目として取り上げていただきたい。		
51		子供達にはそれぞれに合った教育があるため、教育の専門機関とも連携し、取組内容を検討いただきたい。また、環境教育の推進にあたっては、身近に自然があることが重要と考える。		
52		次世代に豊かな森林を引き継ぐための地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組(モデルフォレスト運動等)について、実践的な環境教育の視点を踏まえ、小学校や中学校における環境教育の一環としてこれを進めることも計画の中で示して欲しい。		
53		「環境/文化教育促進プラン」を京都府環境基本計画または京都府地球温暖化対策推進計画に付随して新たに制定することで、次世代の担い手の育成のための教育環境の充実を図るべき。		
54		環境教育による人づくりに係る具体的な取組や教育内容について、記述が少ないように思う。環境教育に関する教員の理解促進や意識醸成なども視野に入れて考えていただきたい。		御意見のとおり、環境教育に関する教員の理解促進等も非常に重要であるため、教育機関をはじめ、多様な主体と連携し、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成を進めてまいります。
55		p42の＜次代を担う子ども達への環境教育＞の部分の記述が乏しい。また、「学校、家庭や地域ぐるみの取組」とまとめているが、具体的に記載されたい。		御意見を踏まえ、学校、家庭や地域ぐるみの取組として、家庭、地域社会、関係機関との連携による環境教育の推進について、本文の記述を補足しました。
56		学生の生活環境にも関わる高校や大学でのエネルギー転換も計画にいれるよう検討するべきではないか。		学校や大学を含めて、あらゆる分野において、省エネの取組の徹底に加え、一層の再生可能エネルギーの導入・利用拡大に向けた取組を推進してまいります。
57		「人材育成を視野に、双方向コミュニケーションを通じた学びの場…」(p43)とあるが、誰と誰の双方向なのか、明記されたい。また、大学や企業とどのように連携されるのかも記載されたい。		御意見を踏まえて、出前授業や環境講座などといった大学・企業連携の例示等を本文に追記します。
58		府内の環境団体、地域課題の解決に取り組む団体の活動をより活発に横断的にするために京都府のネットワークを活かしたプログラムの提供や支援などより現実的で効果的な取組もできないか。また、府のみの啓発には限界があるので、民間を巻き込んでやる方向性を持ってほしい。		<p>府民の環境保全に対する意識の醸成を図り、府民一人ひとりの環境に配慮したライフスタイルへの転換を進めるため、地域で意欲的な活動を行っているNPO等との連携や地域団体とのネットワークづくり、体験型の環境学習、地域社会における学びや環境保全活動の機会の充実など、地域の多様な主体が一体となって取り組む施策を展開していきます。</p> <p>また、御意見を踏まえて、幅広い環境保全活動や人づくりの推進等について、本文に追加しました。</p>
59		環境教育が必要なのは子どもだけではない。世代を超えた環境学習の環境を整えていただきたい。		
60	環境学習の推進においては、学ぶだけでなく、実践することまでを含めて検討していただきたい。			
61	無関心の人が自然に行動変容できる対策がもっと講じられる必要がある。			

京都府地球温暖化対策推進計画(中間案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 12人・団体 64案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
62	施策の進捗確認指標	「施策の進捗確認指標」(p44)の再生可能エネルギーについて、2030年35%は非常に保守的ではないか。まずここ1年以内にどの再生エネルギーにどの程度の可能性があるか、それをどう使うか試算し啓発すべきだと思う。	「府内の総電力需要量に占める再生可能電力量の割合」の目標数値は、京都府地球温暖化対策条例の温室効果ガス排出量の削減目標(2030年度までに2013年度比△40%以上)と整合を図ったものですが、全国的な電源構成の変化等も踏まえて、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うことも想定しています。
63	適応策	「地域気候変動適応センターの機能」の図(P64)に関し、「センター」と「府・市町村」とのかかわりのうち、府・市町村とが同一にあることについて、京都府と京都市とにおける関係性や規約を説明してください。	気候変動適応法第4条の規定により、都道府県及び市町村の共通の責務として、地方公共団体はその区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとされていることから、京都府・市町村とも同等の位置づけとしています。
64	計画の進行管理	計画の進捗状況について、府と連携されている様々な主体間における共有はなされていても、府民には周知されておらず、素晴らしい取組をされていても伝わっていないことが少なくないと思われる。施策の「見える化」や具体的に参加し「共感」可能な創意工夫をしてもらいたい。	京都府地球温暖化対策推進計画に基づく施策については、毎年、徹底したPDCAにより進行管理を実施し、計画の進捗状況は環境白書等で公表することとしています。御意見のとおり、府の施策について府民の皆様に分かりやすく伝え、地球温暖化対策に取り組んでいただけるよう努めてまいります。